

2020年11月10日

株 主 各 位

東京都港区白金台五丁目12番7号
ウ ォ ン テ ッ ド リ ー 株 式 会 社
代表取締役社長 仲 暁 子

第10期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

第10期定時株主総会を下記により開催いたします。

近時の新型コロナウイルス感染拡大による事態を受け、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施のうえで、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、株主様と当社役職員の感染リスクを避けるため、本株主総会につきましては、郵送により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申しあげます。株主様のご理解とご協力のほどお願い申しあげます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年11月25日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年11月26日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都渋谷区恵比寿一丁目20番8号
エビススバルビル5階「EBiS303」
カンファレンススペースABC
（会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。）

3. 目 的 事 項 報 告 事 項

1. 第10期（2019年9月1日から2020年8月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第10期（2019年9月1日から2020年8月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項 議 案

取締役（監査等委員であるものを除く）2名選任の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://wantedlyinc.com/ja>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(2019年9月1日から  
2020年8月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国の経済は、2019年10月における消費増税に加え、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の急速な拡大により悪化しており、極めて厳しい状況に陥っております。

このような経済環境の中、有効求人倍率が減少傾向にあるものの、就労者の転職活動や学生の就職活動、企業の人材採用活動におけるインターネットや機械学習などのテクノロジーの活用については引き続き拡大傾向にあります。

このような事業環境の下、当社ビジネスSNSプラットフォーム「Wantedly（ウォンテッドリー）」は堅調に成長を続け、2020年8月末時点で登録企業ユーザ数は前連結会計年度末から2,608社増加し36,083社、登録個人ユーザ数は前連結会計年度末から627,397人増加し2,721,307人となりました。

また、主力プロダクトである「Wantedly Visit」及び「Wantedly People」への継続的な開発・改善を図る一方で、進出しているシンガポール、香港における市場開拓や新たにエンゲージメント事業を始めております。

以上の結果、当連結会計年度の営業収益は、3,094,524千円（前連結会計年度比5.9%増）、営業利益は443,777千円（前連結会計年度比45.4%増）、経常利益は437,274千円（前連結会計年度比48.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は233,461千円（前連結会計年度比59.4%増）となりました。

- ② 設備投資の状況  
該当事項はありません。
- ③ 資金調達の状況  
該当事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況  
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                        | 第 7 期<br>(2017年8月期) | 第 8 期<br>(2018年8月期) | 第 9 期<br>(2019年8月期) | 第 10 期<br>(当連結会計年度)<br>(2020年8月期) |
|----------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-----------------------------------|
| 営 業 収 益(千円)                | 1,289,741           | 2,163,444           | 2,922,366           | 3,094,524                         |
| 経 常 利 益(千円)                | 59,369              | 177,465             | 294,581             | 443,777                           |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益(千円)    | 25,695              | 103,684             | 146,495             | 233,461                           |
| 1 株 当 た り<br>当 期 純 利 益 (円) | 2.84                | 11.34               | 15.94               | 25.12                             |
| 総 資 産(千円)                  | 836,268             | 1,204,036           | 1,747,443           | 1,951,598                         |
| 純 資 産(千円)                  | 484,956             | 633,378             | 793,866             | 1,053,164                         |
| 1 株 当 た り<br>純 資 産 額 (円)   | 53.61               | 69.19               | 86.25               | 112.72                            |

(注) 当社は、2017年12月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益を算出しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分                        | 第 7 期<br>(2017年8月期) | 第 8 期<br>(2018年8月期) | 第 9 期<br>(2019年8月期) | 第 10 期<br>(当事業年度)<br>(2020年8月期) |
|----------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------------------|
| 営 業 収 益(千円)                | 1,289,741           | 2,142,975           | 2,902,079           | 3,092,001                       |
| 経 常 利 益(千円)                | 99,705              | 244,933             | 374,357             | 429,919                         |
| 当 期 純 利 益(千円)              | 66,031              | 171,152             | 38,599              | 226,106                         |
| 1 株 当 た り<br>当 期 純 利 益 (円) | 7.22                | 18.72               | 4.20                | 24.33                           |
| 総 資 産(千円)                  | 877,318             | 1,311,452           | 1,741,826           | 1,942,328                       |
| 純 資 産(千円)                  | 527,412             | 744,960             | 794,941             | 1,047,037                       |
| 1 株 当 た り<br>純 資 産 額 (円)   | 57.62               | 81.39               | 86.37               | 112.07                          |

(注) 当社は、2017年12月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益を算出しております。

### (3) 重要な子会社の状況

| 会 社 名                              | 資 本 金                 | 当社の議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容               |
|------------------------------------|-----------------------|----------|-----------------------------|
| Wantedly<br>Singapore Pte.<br>Ltd. | 1,600,000<br>シンガポールドル | 100.0%   | 当社サービスの海外<br>市場開拓及び販売代<br>理 |

### (4) 対処すべき課題

#### ①既存事業の収益機会の拡大及び収益機会の創出

当社グループはビジネスSNSプラットフォームとして「Wantedly（ウオンテッドリー）」を運営しており、企業ユーザ、個人ユーザのための様々なサービスを提供しております。

現在は「Wantedly Visit」「Wantedly People」などのサービスにて収益を得ておりますが、それらサービスにおいて新たな機能追加や利用企業層の開拓、提供国（海外展開）の拡大により収益機会の拡大を図って参ります。

また、現在収益化が始まって間もないサービスにおいてもさらなる収益機会の拡大・創出を図って参ります。

#### ②システムの安定性の確保

当社グループの主要事業におきましては、インターネット上にてサービス提供を行っている関係上、安定した事業運営を行うにあたり、新規事業等に伴うアクセス数の増加を考慮した、サーバー設備の強化、負荷分散システムの導入等が重要となる為、今後も設備投資等を継続的に行い、システムの安定性確保に取り組んで参ります。

#### ③事業組織体制の強化

今後の事業拡大及び収益基盤の強化を図るにあたり、専門性の高い優秀な人材の確保及び在籍する人員の育成に注力し、これまで同様、少人数での効率的な事業運営を意識しつつ、事業規模に応じた組織体制の整備を進めて参ります。

開発組織においては、複数の少人数チームがそれぞれ裁量をもって開発に取り組むことで無駄な確認やコミュニケーションを抑制し開発スピードを高い状態に保ちながら、各種ツールを活用した情報の可視化などにより定量的なデータに基づいて迅速な分析・意思決定を行う体制をさらに強化して参ります。

また、営業・マーケティング組織においては、企業ユーザの伸びに対して効率的に対応していく体制の強化が重要となります。具体的には、データ分析や各種ツールを活用しながら、見込客の創出・育成を介した反響型の企業ユーザ獲得を中心とし、多数の営業人員や広告投下に依存せず、利用企業への継続的な運用支援を行っていく継続課金型のビジネスモデルや「Wantedly People」および海外展開などの新規事業の収益拡大に適した体制を強化して参ります。

#### ④情報管理体制の強化

当社グループは個人情報を含む多くの機密情報を保有しております。特に名刺管理アプリを提供していることから、これら情報管理の重要性については十分に認識しております。

個人情報等の機密情報について、社内規程の厳格な運用、定期的な社内教育の実施、セキュリティシステムの整備等により、今後も引き続き、情報管理体制の強化を図って参ります。

#### ⑤当社ブランドの知名度向上

当社グループはこれまで新聞・テレビ・雑誌等のマスメディア向け広告には注力しておらず、当社が持つWebマーケティング技術やソーシャルメディアの有効活用により、サイト利用者の獲得を図って参りました。

しかしながら、既存事業の更なる拡大及び競合企業との差別化を図るにあたり、当社ブランドのより一層の確立が重要であると認識しており、現在費用対効果を慎重に検討の上、サイトへの流入拡大施策や広告宣伝及びプロモーション活動を強化しており、「Wantedly（ウォンテッドリー）」ならびに「Wantedly Visit」「Wantedly People」など個別サービスの知名度向上を図って参ります。

(5) 主要な事業内容 (2020年8月31日現在)

| 事業区分      | 事業内容                         |
|-----------|------------------------------|
| ビジネスSNS事業 | ビジネスSNSプラットフォーム「Wantedly」の運営 |

(6) 主要な事業所 (2020年8月31日現在)

① 当社

|     |       |
|-----|-------|
| 本社  | 東京都港区 |
| 駐在所 | 中国 香港 |

② 子会社

|                              |           |
|------------------------------|-----------|
| Wantedly Singapore Pte. Ltd. | シンガポール共和国 |
|------------------------------|-----------|

(7) 使用人の状況（2020年8月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 事業区分      | 使用人数       | 前連結会計年度末比増減 |
|-----------|------------|-------------|
| ビジネスSNS事業 | 123 (22) 名 | 11名減(15名減)  |

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、パートタイマー及び契約社員は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 当社グループは、ビジネスSNS事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数       | 前事業年度末比増減  | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------------|------------|-------|--------|
| 120 (21) 名 | 5名減 (15名減) | 28.3歳 | 2.0年   |

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、パートタイマー及び契約社員は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 当社グループは、ビジネスSNS事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(8) 主要な借入先の状況（2020年8月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2020年8月31日現在)

① 発行可能株式総数 36,000,000株

② 発行済株式の総数 9,330,900株 (自己株式74株を含む。)

(注) 新株予約権の権利行使により、発行済み株式の総数は132,300株増加しております。

③ 株主数 1,654名

④ 大株主

| 株 主 名                                                     | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|-----------------------------------------------------------|------------|---------|
| 仲 暁 子                                                     | 6,529,000株 | 69.97%  |
| 株式会社サイバーエージェント                                            | 828,500    | 8.87    |
| 川 田 尚 吾                                                   | 587,800    | 6.29    |
| 株式会社日本カストディ銀行<br>( 信 託 口 )                                | 225,400    | 2.41    |
| 川 崎 禎 紀                                                   | 146,300    | 1.56    |
| ア ー キ タイ プ 株 式 会 社                                        | 122,500    | 1.31    |
| J. P. MORGAN SECURITIES PLC                               | 53,200     | 0.57    |
| 楽 天 証 券 株 式 会 社                                           | 26,700     | 0.28    |
| BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM<br>CLIENT ACCTS M ILM FE | 25,379     | 0.27    |
| 相 川 直 視                                                   | 25,200     | 0.27    |

(注) 持株比率は、自己株式74株を控除して計算しております。

## (2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                                 |                           | 第 3 回新株予約権                                  | 第 4 回新株予約権                                     |
|---------------------------------|---------------------------|---------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日                       |                           | 2014年11月26日                                 | 2015年11月26日                                    |
| 新 株 予 約 権 の 数                   |                           | 1,300個                                      | 1,560個                                         |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数<br>(注) 1     |                           | 普通株式 130,000株<br>(新株予約権 1 個につき100株)         | 普通株式 156,000株<br>(新株予約権 1 個につき100株)            |
| 新株予約権の払込金額                      |                           | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                         | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                            |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額<br>(注) 1 |                           | 新株予約権 1 個当たり<br>19,000円                     | 新株予約権 1 個当たり<br>90,000円                        |
| 権 利 行 使 期 間                     |                           | 2016年11月27日から<br>2024年11月26日まで              | 2017年11月27日から<br>2025年11月26日まで                 |
| 行 使 の 条 件                       |                           | (注) 2                                       | (注) 2                                          |
| 役 員 の 保 有 状 況                   | 取 締 役<br>(監査等委員、社外取締役を除く) | 新株予約権の数 437個<br>目的となる株式数 43,700株<br>保有者数 1名 | 新株予約権の数 1,200個<br>目的となる株式数 120,000株<br>保有者数 1名 |
|                                 | 社 外 取 締 役<br>(監査等委員を除く)   | 該当なし                                        | 該当なし                                           |
|                                 | 取 締 役<br>(監査等委員)          | 該当なし                                        | 該当なし                                           |

(注) 1. 当社の普通株式は、2017年12月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。その結果、新株予約権の目的となる株式の種類と数、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りであります。

- ① 新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、使用人又は社外協力の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会決議により承認を得た場合はこの限りでない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、本新株予約権の相続は認められない。
- ③ 新株予約権1個の分割行使はできない。
- ④ その他新株予約権の行使の条件については、別途当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に従う。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

|                                        |             | 第 8 回 新 株 予 約 権                           |
|----------------------------------------|-------------|-------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日                              |             | 2019年10月15日                               |
| 新 株 予 約 権 の 数                          |             | 36個                                       |
| 新 株 予 約 権 の 目 的 と な る<br>株 式 の 種 類 と 数 |             | 普通株式 3,600株<br>(新株予約権 1 個につき 100株)        |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額                    |             | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                       |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額                 |             | 新株予約権 1 個当たり 323,200円                     |
| 権 利 行 使 期 間                            |             | 2021年10月16日から<br>2029年10月15日まで            |
| 行 使 の 条 件                              |             | (注)                                       |
| 使用人等への<br>交 付 状 況                      | 当 社 使 用 人   | 新株予約権の数 36個<br>目的となる株式数 3,600株<br>交付者数 4名 |
|                                        | 子会社の役員及び使用人 | 該当なし                                      |

(注) 新株予約権の行使の条件は以下の通りであります。

- ①新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、使用人又は社外協力者の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会決議により承認を得た場合はこの限りでない。
- ②新株予約権者が死亡した場合は、本新株予約権の相続は認められない。
- ③新株予約権 1 個の分割行使はできない。
- ④その他新株予約権の行使の条件については、別途当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に従う。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役の状況（2020年8月31日現在）

| 会社における地位           | 氏 名       | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                       |
|--------------------|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 社 長      | 仲 暁 子     | Wantedly Singapore Pte. Ltd. 取締役                                                                   |
| 取 締 役              | 川 崎 楨 紀   | 開発部門管掌<br>Wantedly Singapore Pte. Ltd. 取締役                                                         |
| 取 締 役<br>（常勤監査等委員） | 高 原 明 子   | PCIホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員）                                                                        |
| 取締役（監査等委員）         | 成 松 淳     | ミューゼオ株式会社代表取締役社長<br>株式会社ヘリオス社外取締役<br>株式会社レアジョブ社外取締役（監査等委員）<br>株式会社クロス・マーケティンググループ社外取締役（監査等委員）      |
| 取締役（監査等委員）         | 吉 羽 真 一 郎 | 潮見坂総合法律事務所パートナー弁護士<br>株式会社スタジオアタオ社外取締役（監査等委員）<br>株式会社サイバー・バズ社外監査役<br>株式会社ハマイ社外監査役<br>フリュー株式会社社外監査役 |

- （注） 1. 取締役高原明子氏、取締役成松淳氏及び取締役吉羽真一郎氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査等委員高原明子氏は大手企業や中小企業において、財務・経理業務、内部監査業務に携わってきた経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査等委員成松淳氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査等委員吉羽真一郎氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び会社法等に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、常勤の監査等委員を置いております。
6. 当社は、取締役高原明子氏、取締役成松淳氏及び取締役吉羽真一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令で定める額を限度とする契約を締結することができる旨を定款に定めております。当社は、当該定款に基づき、社外取締役3名と責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役が、その責務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## ③ 取締役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                                            | 員 数        | 報 酬 等 の 額              |
|------------------------------------------------|------------|------------------------|
| 取 締 役<br>(監査等委員、社外取締役を除く)                      | 3名         | 38,242千円               |
| 取 締 役 ( 監 査 等 委 員 を 除 く )<br>( う ち 社 外 取 締 役 ) | -          | -                      |
| 社 外 取 締 役 ( 監 査 等 委 員 )<br>( う ち 社 外 取 締 役 )   | 3名         | 10,800千円<br>(10,800千円) |
| 合 計<br>(う ち 社 外 取 締 役)                         | 6名<br>(3名) | 49,042千円<br>(10,800千円) |

(注) 上表には、2019年11月26日開催の第9回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く）1名を含んでおります。

## ④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役（監査等委員）高原明子氏は、PCIホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員）を兼職しておりますが、当該兼職先と当社との間には特別な関係はございません。
- ・社外取締役（監査等委員）成松淳氏は、ミューゼオ株式会社代表取締役社長、株式会社ヘリオス社外取締役、株式会社レアジョブ社外取締役（監査等委員）、株式会社クロス・マーケティンググループ社外取締役（監査等委員）を兼職しております。ミューゼオ株式会社、株式会社レアジョブ及び株式会社クロス・マーケティンググループは当社サービスの販売先であります、その取引額は当社の売上高の0.1%未

満であり、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとされる事項には該当していないと判断しております。また、その他の各兼職先と当社との間には特別な関係はございません。

- ・社外取締役（監査等委員）吉羽真一郎氏は、潮見坂綜合法律事務所パートナー弁護士、株式会社スタジオアタオ社外取締役（監査等委員）、株式会社サイバー・バズ社外監査役、株式会社ハマイ社外監査役、フリー株式会社社外監査役を兼職しておりますが、当該各兼職先と当社との間には特別な関係はございません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

|                        | 出席状況及び発言状況                                                                                                                                 |
|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役<br>（監査等委員） 高 原 明 子 | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査等委員会13回のうち13回出席いたしました。企業経営などの分野における豊富な経験と高い見地に基づき、また経営陣から独立した視点で、意思決定及び業務執行の違法性・妥当性・適正性を確保するための助言、提言を適宜行っております。 |
| 取締役<br>（監査等委員） 成 松 淳   | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査等委員会13回のうち13回出席いたしました。経験豊富な経営者の観点及び公認会計士としての見識に基づき、財務及び会計並びに内部統制についての発言を適宜行っております。                              |
| 取締役<br>（監査等委員） 吉 羽 真一郎 | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査等委員会13回のうち13回出席いたしました。弁護士としての専門的な見地から、法務関連についての発言を適宜行っております。                                                    |

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人 トーマツ

② 報酬等の額

|                                     | 報 酬 等 の 額 |
|-------------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 27,000千円  |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 27,800千円  |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 当社の子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む)の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)である収益認識に関する会計基準適用に係るアドバイザリー業務を委託し、対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社は、有限責任監査法人トーマツとの間で責任限定契約を締結しておりません。

### 3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

#### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・ 取締役及び使用人は、コンプライアンス意識をもって、法令、定款、社内規程等に則った職務執行を行う。
  - ・ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
  - ・ 取締役会は、法令諸規則に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、業務執行の決定と取締役の職務の監督を行う。
  - ・ 監査等委員は、法令が定める権限を行使し、取締役の職務の執行を監査する。
  - ・ 社内外の通報窓口につながるホットラインを備え、相談や通報の仕組み（以下「内部通報制度」という。）を構築する。
  - ・ 法令違反行為が発見された場合には、取締役会において迅速に情報を把握するとともに、外部専門家と協力しながら適正に対応していく。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ・ 文書管理規程を定め、重要な会議体の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要文書（電磁的記録を含む）は、当該規程等の定めるところに従い、適切に保存、管理する。
  - ・ 個人情報適正管理規程その他の規程等を定め、情報資産の保護・管理を行う。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・ 取締役は、当社の事業に伴う様々なリスクを把握し、統合的にリスク管理を行うことの重要性を認識した上で、諸リスクの把握、評価及び管理に努める。
  - ・ 災害、事故、システム障害等の不測の事態に備え適切な体制を整備し、不測の事態が発生した場合には、迅速かつ適切な対応を取り、事業に及ぼす影響を最小限に抑えるよう努める。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・定款及び取締役会規程に基づき取締役会を運営し、月次で定時開催し、又は必要に応じて随時開催する。
  - ・取締役は、緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速に業務を執行する。
  - ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、組織規程、職務分掌規程及び職務権限規程を制定する。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・当社は、経営理念に基づき、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努める。
  - ・内部監査担当者は、内部監査規程に基づき、グループ全体に対して業務の監査を行う。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に関する指示の実効性に関する事項
- ・監査等委員会の職務は内部監査部門においてこれを補助する。
  - ・内部監査担当者は、内部監査規程に基づき、内部監査の計画を立案及び実施し、監査等委員と密な連携を保つとともに、定期的な報告を行う。また、監査等委員の指示に基づき、必要に応じて特定事項の調査を行うことができる。
  - ・監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、適切な人員配置を行う。
  - ・補助使用人は、監査等委員会の職務を補助するに際しては、監査等委員会の指揮命令下で業務を行い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人からの指揮命令は受けない。
  - ・補助使用人の任命・異動、人事評価及び懲戒等については、監査等委員会の意見を尊重する。

- ⑦ 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、及び当該報告者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、法令に定められた事項のほか、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、重要な会議体で決議された事項、内部通報制度、内部監査の状況等について、遅滞なく監査等委員会に報告する。
  - ・当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、監査等委員会の求めに応じ、速やかに業務執行の状況等を報告する。
  - ・当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告を行ったことを理由とした不利益な取扱いを受けないことを明示的に定める。
- ⑧ その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査等委員がその職務の執行について生じる費用の前払い又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、当社がその費用等が監査等委員の職務の執行に必要なことを証明できる場合を除き、これに応じる。
  - ・監査等委員は、定期的に代表取締役と意見交換を行う。また、取締役会及び重要な会議への出席、関係資料の閲覧等を行うとともに、必要に応じて当社及び当社子会社の取締役及び重要な使用人からヒアリングを行う。
  - ・監査等委員は、必要に応じて会計監査人と意見交換を行う。
  - ・監査等委員は、必要に応じて独自に弁護士及び公認会計士その他の専門家の助力を得ることができる。
  - ・監査等委員は、定期的に内部監査担当者と意見交換を行い、連携の強化を図る。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記に掲げた内部統制システムの施策及び規定に従って、具体的な取り組みを行うとともに、内部統制システムの運用状況について重要な不備がないかのモニタリングを常時行っております。併せて、コーポレートチームは当社の各部門に対して、コンプライアンスへの理解を深め、健全な職務執行を行う環境を整備するために、個人情報保護、インサイダー取引防止及び財務報告に係る内部統制に関する教育及び研修を実施しております。

## 4. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

## 5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主に対する利益還元を経営課題と認識しており、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案し、利益還元政策を決定していく所存であります。しかしながら、当社は当期純利益を計上しておりますが、未だ内部留保が充実しているとはいえず、創業以来配当を行っておりません。また、当社グループは現在、成長過程にあると考えており、内部留保の充実に図り、事業の効率化と事業拡大のための投資等に充当し、なお一層の事業拡大を目指すことが、株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

将来的には、各期の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案し、株主に対して利益還元を行うことを検討して参りますが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

# 連結貸借対照表

(2020年8月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目       | 金 額       | 科 目             | 金 額       |
|-----------|-----------|-----------------|-----------|
| (資産の部)    |           | (負債の部)          |           |
| 流動資産      | 1,646,757 | 流動負債            | 898,434   |
| 現金及び預金    | 1,344,990 | 未払金             | 256,509   |
| 売掛金       | 171,386   | 未払法人税等          | 121,040   |
| 前払費用      | 129,253   | 前受金             | 388,651   |
| その他       | 7,648     | その他             | 132,233   |
| 貸倒引当金     | △6,521    | 負債合計            | 898,434   |
| 固定資産      | 304,840   | (純資産の部)         |           |
| 有形固定資産    | 101,194   | 株主資本            | 1,053,107 |
| 建物        | 76,625    | 資本金             | 244,741   |
| 工具、器具及び備品 | 24,569    | 資本剰余金           | 233,212   |
| 投資その他の資産  | 203,646   | 利益剰余金           | 575,346   |
| 投資有価証券    | 6,007     | 自己株式            | △193      |
| 繰延税金資産    | 51,435    | その他の包括利益<br>累計額 | △1,320    |
| 敷金        | 146,198   | 為替換算調整勘定        | △1,320    |
| その他       | 13,923    | 新株予約権           | 1,377     |
| 貸倒引当金     | △13,918   | 純資産合計           | 1,053,164 |
| 資産合計      | 1,951,598 | 負債純資産合計         | 1,951,598 |

# 連結損益計算書

(2019年9月1日から  
2020年8月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額       |
|-----------------|-----------|
| 営業収益            | 3,094,524 |
| 営業費用            | 2,650,746 |
| 営業利益            | 443,777   |
| 営業外収益           |           |
| 受取利息            | 11        |
| 助成金収入           | 10,233    |
| 受取遅延損害金         | 734       |
| その他の            | 2,973     |
| 営業外費用           |           |
| 為替差損            | 9,352     |
| 債権売却損           | 11,067    |
| その他の            | 36        |
| 経常利益            | 437,274   |
| 特別損失            |           |
| 投資有価証券評価損       | 15,977    |
| 税金等調整前当期純利益     | 421,296   |
| 法人税、住民税及び事業税    | 199,038   |
| 法人税等調整額         | △11,203   |
| 当期純利益           | 233,461   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 233,461   |

## 連結株主資本等変動計算書

(2019年9月1日から)  
(2020年8月31日まで)

(単位：千円)

|                               | 株 主 資 本 |           |           |         |           |
|-------------------------------|---------|-----------|-----------|---------|-----------|
|                               | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株主資本合計    |
| 当 期 首 残 高                     | 232,314 | 220,785   | 341,885   | △193    | 794,791   |
| 当 期 変 動 額                     |         |           |           |         |           |
| 新 株 の 発 行<br>(新株予約権の行使)       | 12,427  | 12,427    |           |         | 24,855    |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益       |         |           | 233,461   |         | 233,461   |
| 株主資本以外の項目の<br>当 期 変 動 額 (純 額) |         |           |           |         |           |
| 当 期 変 動 額 合 計                 | 12,427  | 12,427    | 233,461   | -       | 258,316   |
| 当 期 末 残 高                     | 244,741 | 233,212   | 575,346   | △193    | 1,053,107 |

|                               | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |          |                           | 新 株 予 約 権 | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------------|-----------------------|----------|---------------------------|-----------|-----------|
|                               | その他有価証券評価<br>差 額 金    | 為替換算調整勘定 | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計 |           |           |
| 当 期 首 残 高                     | △232                  | △1,167   | △1,399                    | 475       | 793,866   |
| 当 期 変 動 額                     |                       |          |                           |           |           |
| 新 株 の 発 行<br>(新株予約権の行使)       |                       |          |                           |           | 24,855    |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益       |                       |          |                           |           | 233,461   |
| 株主資本以外の項目の<br>当 期 変 動 額 (純 額) | 232                   | △153     | 79                        | 902       | 981       |
| 当 期 変 動 額 合 計                 | 232                   | △153     | 79                        | 902       | 259,297   |
| 当 期 末 残 高                     | -                     | △1,320   | △1,320                    | 1,377     | 1,053,164 |

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 1 社
- ・主要な連結子会社の名称 Wantedly Singapore Pte. Ltd.

#### (2) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する注記

該当事項はありません。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

当連結会計年度より、連結子会社のWantedly Singapore Pte. Ltd. は決算日を6月30日から8月31日に変更しております。なお、同社は従来から連結会計年度末において仮決算を行っているため、当該決算期の変更による影響はありません。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの 移動平均法による原価法

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

当社は定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年

工具、器具及び備品 3年～15年

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

ロ. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

|                |          |
|----------------|----------|
| 有形固定資産の減価償却累計額 | 82,344千円 |
|----------------|----------|

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

|      |            |
|------|------------|
| 普通株式 | 9,330,900株 |
|------|------------|

(2) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

|      |          |
|------|----------|
| 普通株式 | 166,700株 |
|------|----------|

#### 4. 金融商品に関する注記

##### (1) 金融商品の状況に関する事項

###### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金は自己資金で賄っております。一時的な余資につきましては普通預金で保有しております。

###### ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である未払金は流動性リスクに晒されております。また、敷金は、主にオフィスの賃借に伴うものであり、取引先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は非上場株式であり、発行体の信用リスク又は為替の変動リスクに晒されています。

###### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

###### ・ 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権についてコーポレートチームが取引先別に期日及び残高を管理するとともに、入金状況を各事業部門に随時連絡しております。これにより、各取引先の財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

###### ・ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、コーポレートチームが適時に資金繰り計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

###### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織りこんでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年8月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

|                 | 連結貸借対照表計上額<br>(千円) | 時 価 ( 千 円 ) | 差 額 ( 千 円 ) |
|-----------------|--------------------|-------------|-------------|
| (1) 現 金 及 び 預 金 | 1,344,990          | 1,344,990   | —           |
| (2) 売 掛 金       | 171,386            |             |             |
| 貸倒引当金 (※)       | △6,521             |             |             |
|                 | 164,864            | 164,864     | —           |
| (3) 敷 金         | 146,198            | 145,549     | △648        |
| 資産計             | 1,656,053          | 1,655,404   | △648        |
| (1) 未 払 金       | 256,509            | 256,509     | —           |
| (2) 未 払 法 人 税 等 | 121,040            | 121,040     | —           |
| 負債計             | 377,549            | 377,549     | —           |

(※) 売掛金に対する貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

すべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 売掛金

すべて短期で決済されるため、時価は貸倒引当金控除後の帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金

時価については、将来キャッシュ・フローを期末から返還までの見積り期間に基づき、国債の利回り等の適切な指標にスプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 未払金、(2) 未払法人税等

すべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分    | 連結貸借対照表<br>計上額<br>(千円) |
|-------|------------------------|
| 非上場株式 | 6,007                  |

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

## 3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

|        | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>10年以内<br>(千円) | 10年超<br>(千円) |
|--------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 1,344,990    | —                   | —                    | —            |
| 売掛金    | 171,386      | —                   | —                    | —            |
| 敷金     | —            | —                   | 143,494              | 2,703        |
| 合計     | 1,516,377    | —                   | 143,494              | 2,703        |

## 5. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 112円72銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 25円12銭  |

## 6. その他の注記

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 貸 借 対 照 表

(2020年8月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目         | 金 額       | 科 目           | 金 額       |
|-------------|-----------|---------------|-----------|
| (資 産 の 部)   |           | ( 負 債 の 部 )   |           |
| 流 動 資 産     | 1,595,441 | 流 動 負 債       | 895,290   |
| 現金及び預金      | 1,295,139 | 未 払 金         | 253,744   |
| 売 掛 金       | 170,115   | 未 払 費 用       | 26,446    |
| 前 払 費 用     | 127,490   | 未 払 法 人 税 等   | 121,040   |
| そ の 他       | 8,109     | 前 受 金         | 388,651   |
| 貸 倒 引 当 金   | △5,413    | 預 り 金         | 45,132    |
| 固 定 資 産     | 346,887   | そ の 他         | 60,275    |
| 有 形 固 定 資 産 | 101,194   | 負 債 合 計       | 895,290   |
| 建 物         | 76,625    | ( 純 資 産 の 部 ) |           |
| 工具、器具及び備品   | 24,569    | 株 主 資 本       | 1,045,660 |
| 投資その他の資産    | 245,692   | 資 本 金         | 244,741   |
| 投資有価証券      | 6,007     | 資 本 剰 余 金     | 233,212   |
| 関係会社株式      | 0         | 資 本 準 備 金     | 138,241   |
| 繰 延 税 金 資 産 | 51,435    | その他資本剰余金      | 94,971    |
| 敷 金         | 145,559   | 利 益 剰 余 金     | 567,899   |
| 関係会社長期貸付金   | 155,160   | その他利益剰余金      | 567,899   |
| そ の 他       | 13,923    | 繰越利益剰余金       | 567,899   |
| 貸 倒 引 当 金   | △126,392  | 自 己 株 式       | △193      |
| 資 産 合 計     | 1,942,328 | 新 株 予 約 権     | 1,377     |
|             |           | 純 資 産 合 計     | 1,047,037 |
|             |           | 負 債 純 資 産 合 計 | 1,942,328 |

# 損 益 計 算 書

(2019年9月1日から  
2020年8月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金       | 額         |
|-----------------------|---------|-----------|
| 営 業 収 益               |         | 3,092,001 |
| 営 業 費 用               |         | 2,593,193 |
| 営 業 利 益               |         | 498,808   |
| 営 業 外 収 益             |         |           |
| 受 取 利 息               | 1,378   |           |
| 補 助 金 収 入             | 1,032   |           |
| 助 成 金 収 入             | 4,302   |           |
| 受 取 遅 延 損 害 金         | 734     |           |
| そ の 他                 | 1,695   | 9,142     |
| 営 業 外 費 用             |         |           |
| 為 替 差 損               | 8,613   |           |
| 債 権 売 却 損             | 11,067  |           |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額       | 58,314  |           |
| そ の 他                 | 36      | 78,031    |
| 経 常 利 益               |         | 429,919   |
| 特 別 損 失               |         |           |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損     | 15,977  | 15,977    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |         | 413,941   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 199,038 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △11,203 | 187,835   |
| 当 期 純 利 益             |         | 226,106   |

## 株主資本等変動計算書

(2019年9月1日から)  
(2020年8月31日まで)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本 |           |              |             |                             |             |      |           |
|-------------------------|---------|-----------|--------------|-------------|-----------------------------|-------------|------|-----------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |              |             | 利 益 剰 余 金                   |             | 自己株式 | 株主資本合計    |
|                         |         | 資本準備金     | その他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合計 | その他利益<br>剰余金<br>繰越利益剰<br>余金 | 利益剰余金<br>合計 |      |           |
| 当 期 首 残 高               | 232,314 | 125,814   | 94,971       | 220,785     | 341,793                     | 341,793     | △193 | 794,698   |
| 当 期 変 動 額               |         |           |              |             |                             |             |      |           |
| 新 株 の 発 行<br>(新株予約権の行使) | 12,427  | 12,427    |              | 12,427      |                             |             |      | 24,855    |
| 当 期 純 利 益               |         |           |              |             | 226,106                     | 226,106     |      | 226,106   |
| 株主資本以外の項目の当期<br>変 動 額   |         |           |              |             |                             |             |      |           |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 12,427  | 12,427    | -            | 12,427      | 226,106                     | 226,106     | -    | 250,961   |
| 当 期 末 残 高               | 244,741 | 138,241   | 94,971       | 233,212     | 567,899                     | 567,899     | △193 | 1,045,660 |

|                         | 評価・換算差額等         |                | 新株予約権 | 純資産合計     |
|-------------------------|------------------|----------------|-------|-----------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |       |           |
| 当 期 首 残 高               | △232             | △232           | 475   | 794,941   |
| 当 期 変 動 額               |                  |                |       |           |
| 新 株 の 発 行<br>(新株予約権の行使) |                  |                |       | 24,855    |
| 当 期 純 利 益               |                  |                |       | 226,106   |
| 株主資本以外の項目の当期<br>変 動 額   | 232              | 232            | 902   | 1,134     |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 232              | 232            | 902   | 252,096   |
| 当 期 末 残 高               | -                | -              | 1,377 | 1,047,037 |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

##### (イ) 関係会社株式

移動平均法による原価法

##### (ロ) その他有価証券

時価のないもの 移動平均法による原価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|           |        |
|-----------|--------|
| 建物        | 15年    |
| 工具、器具及び備品 | 3年～15年 |

#### (3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

|                    |          |
|--------------------|----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 82,344千円 |
| (2) 関係会社に対する短期金銭債権 | 461千円    |

## 3. 損益計算書に関する注記

|                 |         |
|-----------------|---------|
| 関係会社との取引高       |         |
| 営業取引以外の取引による取引高 | 1,366千円 |

## 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

|                        |     |
|------------------------|-----|
| 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数 |     |
| 普通株式                   | 74株 |

## 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

|          |           |
|----------|-----------|
| 繰延税金資産   |           |
| 未払事業税    | 7,536千円   |
| 未払事業所税   | 1,057千円   |
| 貸倒引当金    | 40,358千円  |
| 貸倒損失否認   | 345千円     |
| 未払賞与     | 37,113千円  |
| 未収利息     | 946千円     |
| 業務受託料    | 1,302千円   |
| 関係会社株式   | 40,881千円  |
| 投資有価証券   | 4,892千円   |
| 為替差損     | 2,106千円   |
| 敷金償却     | 2,614千円   |
| 減価償却超過額  | 682千円     |
| ソフトウェア   | 1,280千円   |
| 繰延税金資産小計 | 141,120千円 |
| 評価性引当額   | △89,684千円 |
| 繰延税金資産合計 | 51,435千円  |

## 6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

| 種 類   | 会社等の名称                             | 議決権等の所有<br>(被所有) 割合 | 関連当事者との関係                       | 取引内容          | 取引金額<br>(千円) | 科 目           | 期末残高<br>(千円) |
|-------|------------------------------------|---------------------|---------------------------------|---------------|--------------|---------------|--------------|
| 子 会 社 | Wantedly<br>Singapore<br>Pte. Ltd. | 所有<br>直接 100.0%     | 当社サービスの海外市場開拓及び販売代理<br>役員の兼任 2名 | 資金貸付け<br>(注1) | 155,160      | 関係会社<br>長期貸付金 | 155,160      |
|       |                                    |                     |                                 | 利息の受取<br>(注1) | 1,366        | -             | -            |
|       |                                    |                     |                                 | 経費の立替         | 461          | 立替金           | 461          |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 貸付金の利率については、市場金利を勘案し合理的に決定しております。

2. 子会社への貸倒懸念債権に対し、合計112,474千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において58,314千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

- |                |        |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 112円7銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 24円33銭 |

## 8. その他の注記

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2020年10月19日

ウォンテッドリー株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員  
公認会計士 森田健司 ㊞  
指定有限責任社員  
業務執行社員  
公認会計士 竹田裕 ㊞

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ウォンテッドリー株式会社の2019年9月1日から2020年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ウォンテッドリー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これに

は、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重

要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2020年10月19日

ウォンテッドリー株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員  
公認会計士 森田健司 ㊞  
指定有限責任社員  
業務執行社員  
公認会計士 竹田裕 ㊞

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ウォンテッドリー株式会社の2019年9月1日から2020年8月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示す

るために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えるものと合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認

められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年9月1日から2020年8月31日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制にかかわる部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の役員等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年10月23日

ウオンテッドリー株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 高 原 明 子 印

監 査 等 委 員 成 松 淳 印

監 査 等 委 員 吉 羽 真 一 郎 印

(注) 監査等委員高原明子、成松淳及び吉羽真一郎は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

**議案** 取締役（監査等委員であるものを除く）2名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く）2名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会からは、特段の指摘すべき事項はありません。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)               | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                          | 所有する当社<br>の 株 式 数 |
|------------|-------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1          | なか 仲 暁 子<br>(1984年10月12日)                 | 2008年4月 ゴールドマン・サックス証券株式会社入社<br>2010年7月 Facebook Japan株式会社入社<br>2010年9月 当社設立 代表取締役社長就任<br>(現任) | 6,529,000株        |
| 2          | かわ さ き よ し の り<br>川 崎 禎 紀<br>(1981年8月30日) | 2006年4月 ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社入社<br>2012年4月 当社入社<br>2013年10月 当社 取締役就任 (現任)             | 146,300株          |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
 2. 各候補者のうち、現に当社の取締役である候補者の当社における各担当及び重要な兼職につきましては、招集通知に添付の事業報告12ページに記載のとおりであります。  
 3. 取締役候補者仲暁子氏は、当社の大株主であり親会社等に該当します。

以 上

メ モ

[illegible]

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区恵比寿一丁目20番8号  
エビススバルビル 5階「EBiS303」  
カンファレンススペースABC



交通 J R恵比寿駅東口から徒歩約3分  
地下鉄日比谷線恵比寿駅1番出口から徒歩約4分